

## 福井大学ライフサイエンス支援センター生物資源部門利用要項

平成 15 年 10 月 1 日

改訂 平成 20 年 11 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この要項は、福井大学ライフサイエンス支援センター規程（平成 20 年福大規程第 56 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、福井大学ライフサイエンス支援センター生物資源部門（以下「部門」という。）の適正且つ円滑なる管理・運営を図り、併せて利用者相互の便宜に資するための施設利用方法について定めるものである。

2 利用にあたっては、共同利用施設であることを認識し、利用要項を遵守しなければならない。

### (施設の利用)

第 2 条 施設では、福井大学動物実験委員会が承認した動物実験計画に基づき、動物を対象とした実験のみを行うこととする。また、動物を用いた遺伝子組換え実験は、福井大学遺伝子組換え実験安全委員会、感染実験（ヒト及び他の実験動物に伝播する恐れのある微生物を実験動物に感染させ、または同微生物を排出する恐れのある実験動物を取り扱う実験）は、福井大学微生物等安全管理委員会の承認を得なければならない。

### (利用者)

第 3 条 部門を利用できる者は、福井大学（以下「本学」という。）の職員、学生（学部生、院生）及び研究生のうち、利用申請手続きを行った者とする。ただし、福井大学ライフサイエンス支援センター生物資源部門長（以下「部門長」という。）が認めた者はこの限りでない。

2 部門外の動物飼養保管施設（以下「他施設」という。）を利用する者は、原則として部門を利用することはできない。やむをえない場合は、理由書および他施設利用者用の申請書を提出することとし、別途定める基準に照らし、部門長が許可した場合は利用できるものとする。ただし、その場合であっても、他施設および同一部署の動物実験室を利用した後に、同一日に部門を利用することはできない。また、他施設を利用する者と日常的に同じ実験室等を利用する者も、他施設利用者と原則同等に取り扱うものとする。

### (利用時間)

第 4 条 部門は通年利用可能であるが、詳細については別に定める。

### (動物種および収容数)

第 5 条 動物の種及び収容数は部門の設備、関係する法令、従事する職員数等を勘案して、部門長が定める。

### (飼育室の配置)

第 6 条 導入する動物の飼育室への配置は、部門長が定める。

(利用手続き)

第7条 部門を利用しようとする者は、所定の「生物資源部門利用申請書」を提出し、部門利用者講習会を受講後、部門長の承認を得なければならない。

2 部門長は、「生物資源部門利用申請書」が提出されたとき、その内容が適切である場合に限り、部門の利用を承認する。

3 前項の承認の期間は、利用承認日から会計年度末（3月31日）までの期間とする。

4 部門利用者が安全管理に特に注意を要する実験室（感染実験室、P2A室、化学有害物質投与実験室）、その他、部門長が特に指定した部屋（以下「特別処置室」という。）を利用しようとする場合は、特別処置室の利用講習を受講し、部門長の承認を得なければならない。

5 部門利用の承認を得た者（以下「部門利用者」という。）は、提出した「生物資源部門利用申請書」の内容に変更が生じた場合は、その都度再申請し、部門長の許可を得なければならない。

(部門利用責任者)

第8条 部門を利用する講座等の長を、部門利用責任者とする。

2 部門利用責任者は、当該講座等の部門の利用に関し責任を持つものとする。

(動物の導入等)

第9条 部門に導入できる動物は動物実験計画書により承認を受けたものとする。

2 導入可能な動物種、微生物学的品質等については別に定める。

(実験室)

第10条 実験室は共用であり、実験装置を搬入し設置する場合は、他の利用者の利用に影響を及ぼさない範囲で許可する。

2 麻薬、向精神薬、劇物毒物に指定されている薬物は、部門での保管は行わず、必要量をその都度持ち込むものとする。

3 器具保管用ロッカーの利用については別に定める。

(感染実験)

第11条 感染動物実験に使用できる病原微生物はBSL2までとし、詳細は別に定める。

(発がん物質等有害物質)

第12条 発がん物質等有害な物質を使用する動物実験は、原則として禁止し、現有設備で安全性が確保される場合にのみ特別処置室での実験を許可する。

(遺伝子組換え)

第13条 遺伝子組換え動物実験はP2Aまでとし、本学の遺伝子組換え実験安全委員会が承認または届出を受理したものとする。

(X線)

第14条 X線装置の利用者は、本学の放射線障害予防規程による作業従事者として承認された者でなければならない。

(飼育管理, 健康管理)

第 15 条 実験動物の飼育管理は原則として部門職員と利用者の共同で行い, 利用者が行う飼育管理項目については別に定める。また, 利用者は実験動物の健康状態の把握に努めなければならない。

(経費の負担)

第 16 条 利用に伴う経費 (マスク, 帽子, 実験衣洗濯等), 動物及び飼料の購入並びに飼育に係る消耗品の経費は, 原則として部門利用者の負担とする。

2 利用者は週ごとに飼養数を報告するものとする。

(事故時の措置)

第 17 条 部門利用者及び部門職員は, 感染症の疑いのある動物若しくは他の動物, あるいは動物実験従事者に重大な影響を及ぼす可能性のある動物を発見したとき, 又は設備の事故等を発見したときは, 直ちに部門長に届出るとともに, 適切な処置を講じなければならない。

2 実験動物の輸送に関しては, 部門と協議の上, 適切な方法を講じなければならない。

3 部門長は, 飼育中の実験動物が感染事故や利用に関わる設備の事故等により, 動物実験に支障をきたした場合には, 直ちに福井大学ライフサイエンス支援センター運営委員会 (以下「委員会」という。) の議を経て, 必要な措置を取らなければならない。ただし, 緊急を要するときは, 必要な措置をとった後, 委員会に報告するものとする。また, 全学に関する事案については各関連委員会に報告するものとする。

4 実験の継続が困難と部門長が判断した場合, 検疫中又は飼育・実験中に関わらず, 部門長は部門利用者と協議の上, 治療や安楽死等の然るべき処置をとるものとする。

(利用の制限)

第 18 条 部門利用者がこの利用要項および第 19 条による関連規則を遵守せず, 施設運営や他の利用者に著しく迷惑を及ぼした場合は, 部門長は利用の制限処置を講ずるものとし, 委員会に報告するものとする。

(利用講習)

第 19 条 部門長は, この利用要項, 部門の利用方法等を部門利用者に周知徹底させるため, 部門利用者講習会を定期的開催するものとする。また, 特別室の利用に対しては, 特別講習を行うものとする。特別講習については, 別に定める。

(雑則)

第 20 条 この利用要項に定めるもののほか, 部門の利用について必要な事項は, 別に定める。

2 部門の円滑な利用を図るため, 部門長が必要と認めたとき, 又は部門利用者の要請に基づき, 部門長は利用者懇談会を開くことができる。

附 則

- 1 この利用要項は，平成 20 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 福井大学総合実験研究支援センター生物資源部門利用手引きは廃止する。

附 則

この利用要項は，平成 28 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この利用要項は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。